

いすみ市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、クラウドファンディングを活用して資金を調達しようとする者を支援するため、当該資金の調達に要する経費の一部について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 創業者と資金提供者とをインターネットを經由して結び付けることにより、創業者が多数の資金提供者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) 創業者 本市内に住所又は主たる事務所を有する個人又は法人であって、本市内においてクラウドファンディングを用いて新事業を展開し、又は既存の事業を拡大するものをいう。
- (3) 資金提供者 クラウドファンディングを用いて創業者に資金を提供する者をいう。
- (4) 新事業 次に掲げる要件のいずれにも該当する事業をいう。
 - ア 多様な地域資源を活用した独自のアイデア、技術等により取り組む新たな事業であること。
 - イ 全国に呼び掛けることで広く共感を得るストーリー性を有する事業であること。
 - ウ ファンの獲得又は地域ブランド力の向上に資する事業であること。
- (5) 運営事業者 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項第5号により有価証券とみなされて同法が適用される権利について、同法第28条第2項に掲げる行為を業として行うことができる者として、同法第29条の登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 創業者であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(3) いすみ市暴力団排除条例（平成24年いすみ市条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、創業者がクラウドファンディングを用いた新事業の展開又は既存の事業の拡大を図るため、運営事業者の支援を受けてファンドを組成し、資金提供者との間で匿名組合契約（商法（明治32年法律第48号）第535条に規定する匿名組合契約をいう。）を締結するための環境の整備に係る事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を開始する前に、いすみ市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 創業計画書又は事業計画書

(2) 申請者と運営事業者との間で締結したファンド組成に係る契約書の写し又は内諾を証明するものの写し若しくはそれに相当するもの

(3) 市内に住所又は主たる事務所を有することの証明書

(4) 市税等の滞納がないことの証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定に当たり必要があると認めるときは、いすみ市産学金官地域ラウンドテーブルに意見を求め、意見を付することができる。

（補助事業の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにいすみ市クラウドファンディング活用支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止について承認の可否を決定したときは、いすみ市クラウドファンディング活用支援事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までにいすみ市クラウドファンディング活用支援事業実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告書その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、いすみ市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 第3条各号に掲げる要件を欠くことになったとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （4） 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定め

てその返還を命ずることができる。

(事業完了後の事業実施状況報告等)

第13条 市長は、補助金の交付の効果を確認するため、必要な範囲において、交付決定者に対し、補助金の交付を受けて取り組んでいる事業の実施状況について報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
補助事業の実施に要する経費のうち、運営事業者に対して支払う手数料に相当する経費	補助対象経費の10分の10以内の額とし、100万円を上限とする。